業務仕様書

本仕様書は、東大阪市(以下「甲」という。)が発注する令和 7 年度市営宝持西住宅廃棄物等処分業務の仕様を定めるものであり、受注者(以下「乙」という。)は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 業務名

令和7年度市営宝持西住宅廃棄物等処分業務

2 契約期間

契約締結日翌日から令和7年9月16日(火)までとする。ただし、下記3に示す敷地内及び施設内に残置されている廃棄物の搬出等作業は、8月1日(金)から8月29日(金)までの期間で行うこととし、必要な届出、報告等は契約期間中に行うこととする。また、甲による現地検査の合格を経て業務完了とする。

作業日時については土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、作業工程等を 事前に甲と打ち合わせるものとする。

3 履行場所

東大阪市上小阪3丁目5番4 市営宝持西住宅 宅内 ※別紙配置図参照

4 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して、甲が指定する廃棄物の収 集運搬・処分業務を行う。

- (1) 甲が指定する廃棄物は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 甲が指定する廃棄物を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 上記許可事項に変更があった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。

5 廃棄物の種類

甲が乙に委託する廃棄物の種類は次の各号に掲げる廃棄物の混合廃棄物とし、入札にかかる 現地見学会当日に乙において現場確認するものとする。ただし、以下以外の廃棄物が出た場合 は甲、乙にて協議の事。

- (1) 廃プラスチック
- (2) 紙くず
- (3) 木くず
- (4) 繊維くず
- (5) ゴムくず
- (6) 金属くず
- (7) ガラスくず及び陶磁器くず
- (8) その他(家電含む)

6 責任

乙は、甲から委託された廃棄物を、受入れから処分の完了まで、関係法令に基づき適正に管理 する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任 を負うものとする。

7 資格等

乙は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、本業務の処理に関する全ての許可を受けた業者でなければならない。

8 業務遂行注意事項

- (1) 作業にあたっては、服装、用具を整え、法令等を遵守し事故の防止に万全の注意を払わなければならない。また、火災の発生がないよう防災に万全の注意を払うこと。
- (2) 敷地内及び周辺道路での喫煙は厳に慎むこと。
- (3) 本件業務履行場所の道路は、自転車通行人や歩行者も使用する生活道路となっていること から、業務車両の走行の際には細心の注意を払うこと。また、車両に関しては路上駐車せず、指定の場所に駐車すること。
- (4) 業務車両が敷地外へ出る際は、必ず他の通行人等の交通整理、安全確認のため、作業員1 名に交通誘導をさせること。

9 一括再委託等の禁止

業務における総合的企画、業務遂行管理、手法的決定および技術的判断等に関して再委託は禁止とする。ただし、以下の(1)、(2)の項目に関しては承認を得て再委託できるものとする。

- (1) 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務
- (2) 当該業務の基本的または中心的なものに対して、補助的な業務

なお、コピーや資料の収集・収集資料の整理、単純な集計、印刷・製本などの簡易な業務に ついては業務内の軽微な部分として承認を要せずに再委託できるものとする。

10 提出書類

家電リサイクルに関してはリサイクル券を提出すること。

11 秘密保持

本業務の実施にあたり、業務遂行上知りえた機密事項や個人情報を第三者に漏洩してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上で決定することとする。